国立大学法人愛媛大学
ネーミングライツ事業ガイドライン

令和８年９月策定

１．はじめに

国立大学法人愛媛大学（以下「本学」という。）は、教育研究環境の向上や施設等の有効活用を図ることにより、本学の価値を高めることを目的として、２０２５年からネーミングライツ事業を開始しました。

本学では、本事業の趣旨に賛同いただける企業その他の団体（企業等を斡旋できる法人等を含む。）（以下「企業等」という。）を募集しています。

このガイドラインは、本学のネーミングライツ事業に関する基本的な考え方や方向性を示したものです。

２．ネーミングライツ事業とは

ネーミングライツとは、本学との契約により、本学が保有又は管理する土地、施設、設備、車両その他の資産（以下「施設等」という。）の名称に企業等の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称（以下「愛称等」という。）を設定する権利を言います。

ネーミングライツ事業は、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から得たネーミングライツの対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を活用して、本学の教育研究環境を向上させることを目的とします。

ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツを取得した本学の施設等に愛称等の表示サイン、看板、インフォメーションボード等（以下「サイン等」という。）を設置することができます。

３．対象施設等

ネーミングライツの対象となる施設等は、募集要項において定め、本学の公式ウェブサイトで公表します。

４．ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、類似する施設等の事例、当該施設等の利用状況、対外的な露出状況その他の事情を総合的に勘案し、対象施設等ごとに本学が希望するネーミングライツ料を設定し、募集要項において公表します。

ネーミングライツの取得を希望する企業等は、応募に当たり、希望するネーミングライツ料を提示するものとします。

企業等から提示されたネーミングライツ料を含めて審査を行い、ネーミングライツ・パートナーの選定の際に、当該審査結果を踏まえ、本学がネーミングライツ料を決定します。

なお、契約期間開始日までにサイン等の設置が完了していない場合であっても、決定したネーミングライツ料に変更はありません。

５．期間

ネーミングライツの付与期間は、個々の契約において定め、原則として３年以上５年以内とします。なお、本学及びネーミングライツ・パートナーが、契約期間の更新に合意した場合は、契約を更新することができます。

また、契約期間開始日までにサイン等の設置が完了していない場合であっても、契約期間に変更はありません。

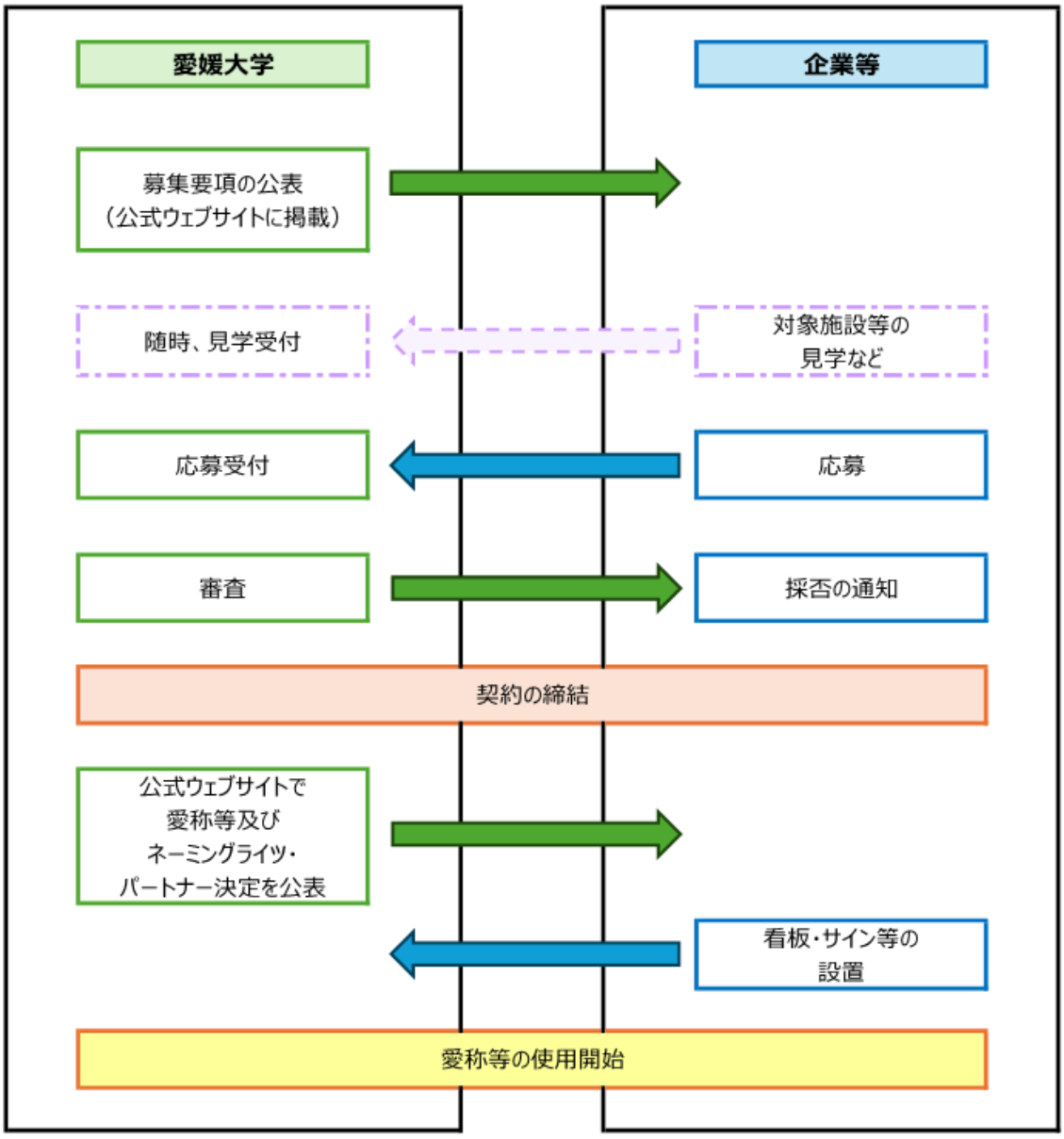
６．選考及び愛称等導入の手続き

ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募により行います。本学は、対象となる施設等及び募集条件等を定め、募集要項とともに本学の公式ウェブサイトで公表します。

ネーミングライツの取得を希望する企業等は、募集要項に基づき応募することができます。応募があった場合には、本学は、当該企業等の応募資格等を確認した上で応募を受け付け、対象となる施設等について応募期限を設定します。応募期限は、原則として、当該公募について、最初の応募を受けた日の翌月末とします。

応募期限後、応募した企業等の応募資格、応募の趣旨、愛称等の案、サイン等の案、希望ネーミングライツ料、希望する期間その他の事項について総合的に審査を行い、その結果を踏まえ、学長が愛称等及びネーミングライツ・パートナーを決定します。

ネーミングライツ・パートナーの決定後、本学と当該企業等との間で契約を締結します。契約締結後、決定した愛称等及びネーミングライツ・パートナーについて、本学の公式ウェブサイトで公表します。当該企業等がサイン等の設置を行った上で、愛称等の使用を開始します。



７．応募資格

次のいずれかに該当する企業等は、ネーミングライツ・パートナーに応募することができません。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

(2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

(3) 社会問題を起こしているもの

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にあるもの

(5) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第２条第１項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第２条第１項に規定するものを除く。）

(6) 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの

(7) 政治団体

(8) 宗教団体

(9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの

(10) 国税、地方税等を滞納しているもの

(11) その他ネーミングライツ事業に応募する企業等として適当でないと学長が認めるもの

８．愛称等の付与条件

(1) 愛称等は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさず、当該施設等にふさわしいものとします。

(2) 次のいずれかに該当するものは、愛称等として用いることはできません。

① 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの

② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

③ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

④ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの

⑤ 社会問題についての主義主張のあるもの

⑥ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

⑦ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの

⑧ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの

⑨ たばこの広告や喫煙を促すもの

⑩ アルコール飲料の広告や飲酒を促すもの

⑪ 美観風致を害するおそれがあるもの

⑫ その他愛称等として適当でないと学長が認めるもの

(3) 本学の規則等で定める施設等の名称の改正は行わないものとします。

(4) 愛称等は、本学で審議の上、決定します。

(5) 本学は、契約期間中においても、本学の基準（本ガイドラインを含む。）に合致しなくなる事象が発生した場合は、愛称等の変更を求めることができます。

(6) 混乱を避けるため、(5)の場合を除き、契約期間中の愛称等の変更はできません。

９．応募方法

募集要項の記載に従い、次の書類を本学へ提出してください。

(1) ネーミングライツ・パートナー申込書　（別紙様式）

(2) ネーミングライツ・パートナーを希望する企業等に係る以下の書類等

① 企業等の概要

② 直近３年間の決算報告書

③ 登記事項証明書（発行３か月以内のもの）

④ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

10．審査項目及び審査ポイント

ネーミングライツの審査に当たっては、「国立大学法人愛媛大学における企業広告及びネーミングライツ事業に関する基本方針」に定める基本的な考え方を踏まえ、応募資格、応募の趣旨、愛称等、ネーミングライツ料、契約期間、当該企業等の経営状況等について、総合的に審査します。なお、応募の多寡に関わらず、不適当として採用としない場合もあります。

審査項目		要件、基準等
資格要件	資格	・応募資格を満たしているか ・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか ・契約期間の支払い能力が十分か
選考基準	愛称等 （サイン等を含む。）	・学生、教職員及び地域住民に受入れられるか ・施設等のイメージを損なうおそれがないか ・サイン等の設定条件を満たしているか　（14.サイン等についてによる）
	応募の趣旨	・応募の趣旨が本学のネーミングライツ導入の趣旨に沿っているか
	ネーミングライツ料	・高額であるほど高評価とする
	契約期間	・３年から５年の間で、長いほど高評価とする
判定	資格要件や選考基準、当該企業等の経営状況を勘案し、総合的に判断する。	

11．契約の締結・更新

ネーミングライツ・パートナー決定後、本学とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。ネーミングライツ・パートナーは、契約期間の更新を希望するときは、その理由を付して契約期間の末日の６か月前までにその旨を本学に通知することで優先的に交渉することができます。

12. 費用負担

(1) サイン等の設置、維持、変更及び契約期間満了後又は契約の解除に伴う原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）

(2) 契約締結後に作成する大学広報誌等への愛称等の表示及び本学のウェブサイト掲載等については本学の負担で行います。

(3) 愛称等の使用開始日において、サイン等の設置が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。

(4) サイン等により第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

13. ネーミングライツ・パートナーの特典等

ネーミングライツ・パートナーには、次の特典があります。（詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。）なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

(1) 対象施設等に愛称等を付与し、サイン等を設置することができます。ただし、サイン等の内容（デザインや大きさ等）、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。

(2) 本学は、本学のウェブサイト等でネーミングライツ・パートナーを紹介します。

(3) ネーミングライツ・パートナー自身も、本学とネーミングライツ・パートナーであることをＰＲすることができます。

(4) その他希望される特典、付帯条件等があれば、応募時に提案することができます。

14. サイン等について

ネーミングライツによるサイン等の設置については、次のように定めます。

(1) サイン等の設置場所、大きさ、設置数量等

サイン等の設置場所のイメージについては、募集要項にて提示します。本学が提示した場所以外の場所について、応募者が提案することも可能です。サイン等の大きさ、数量、設置場所及び表示方法については、対象施設等の規模、利用形態、周辺景観、大学の公共性及び教育研究環境への影響等を総合的に勘案し、本学との協議により決定します。

(2) インフォメーションボード等の設置

対象施設等に１か所インフォメーションボードやモニター等（以下「インフォメーションボード等」という。）の設置を可能とします。インフォメーションボード等の面積は 2.16 ㎡以内（矩形換算した際の長辺は 1.8m以内）を目安とし、本学との協議により決定します。インフォメーションボード等には、ネーミングライツ・パートナーの会社概要や事業内容等を記載できることとしますが、直接的な営業活動（販売等）に係るものは不可とします。

※ モニター等のデジタル表示を行う場合は、表示内容、切替頻度、表示時間帯等について、施設の利用形態及び教育研究環境への影響を踏まえ、本学と協議の上決定するものとします。

(3) マガジンラックの設置

対象施設等に１か所マガジンラックの設置を可能とします。マガジンラックの大きさは、本学との協議により決定します。マガジンラックには、ネーミングライツ・パートナーの会社概要等パンフレットの設置が可能ですが、直接的な営

業活動（販売等）に係るものは不可とします。パンフレット等の設置量及び内容については、周辺環境及び施設利用の妨げとならない範囲とし、補充・管理はネーミングライツ・パートナーの責任において行うものとします。

(4) ネーミングライツ範囲の認知

建物の特定の空間（例：ホール、教室、エントランス、ピロティ等）へのサイン等は、建物全体や他の空間と合わせた範囲がネーミングライツの範囲と認知されないようにすることとします。

(5) 試験等を行う施設等へのサイン等

試験等を行う際には、一時的にサイン等を隠すことがあります。また、インフォメーションボードやマガジンラック等は一時的に施設等外へ移動させる場合があります。

(6) 外壁又は対象施設等から外向きに行うサイン等の表示

対象施設等が企業等（ネーミングライツ・パートナー）所有のものと誤認されないよう留意の上、設置するものとします。

なお、上記目安の範囲内であっても、本学において、対象施設の特性や、学生及び教職員に受け入れられるか、施設のイメージを損なうおそれがないかの観点からサイン等について判断することになります。

また、本学は、契約期間中でも、本学の基準（本ガイドラインを含む）に合致しなくなる事象が発生した場合は、サイン等・パンフレット等の変更を求めることができます。

15. 契約の解除

本学は、以下に該当するときは、ネーミングライツの付与を終了し、契約を解除できるものとします。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とし、既納のネーミングライツ料は返還しません。ただし、本学の責めに帰すべき事由又は天災その他やむを得ない事情により、当該契約を継続することができない場合には、返還の可否及びその取扱いについて、個別に協議の上、決定するものとします。

(1) 契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
(2) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
(3) 契約に定める条項に違反したとき。
(4) 企業等が、法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
(5) 企業等の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
(6) 企業等が、ネーミングライツ・パートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。
(7) 企業等の都合等により、契約に定める義務の履行が困難となったとき。
(8) 本学が実施する改修工事等により、対象施設等の維持が困難となったとき。
(9) 災害等により、対象施設等の維持が困難となったとき。
(10) その他本学がネーミングライツの付与を取り消すことが必要と認めるとき。

ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ・パートナーの都合により事業の継続が困難となった場合には、契約の解除を申し出ることができます。

16. リスク責任分散

ネーミングライツ・パートナーは、設置したサイン等により第三者に被害が生じた場合の負担や、対象施設等に付した愛称等が第三者の商標権を侵害した場合等、設定した愛称等に関する一切の責任を負うものとします。

※ 愛称等が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等、第三者の知的財産権を侵害していないことを、応募する前に企業等の責任で確認をお願いします。

17. ネーミングライツ事業に関する問合せ先

愛媛大学総務部広報課

〒790-8577 愛媛県松山市文京町 3

Tel 089-927-9022

FAX 089-927-9052

Email koho@stu.ehime-u.ac.jp